

# 「相模原市地球温暖化対策推進条例の改正(案)の概要」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

地球温暖化は地球規模の問題であり、本市においても令和元年東日本台風では中山間地域を中心に多数の土砂災害が発生するなど、その影響が深刻化しており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

本市では、令和2年9月に「さがみはら気候非常事態宣言」において2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、令和3年8月にその道筋を示すものとして「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、地球温暖化対策を進めてきました。こうした取組を更に加速させ、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって地球温暖化対策を推進するため、相模原市地球温暖化対策推進条例を改正するものです。

この度、条例を改正するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集しました。

その結果、2人の方から4件のご意見をいただきましたので、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和4年12月15日(木)～令和5年1月23日(月)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

### 資料の配架場所

ゼロカーボン推進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

| 意見数    |       | 2人(4件) |
|--------|-------|--------|
| 内<br>訳 | 直接持参  | 0人(0件) |
|        | 郵送    | 0人(0件) |
|        | ファクス  | 0人(0件) |
|        | 電子メール | 2人(4件) |

### (2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

( 3 ) 件数と本市の考え方の区分

| 項 目 |                                       | 件数 | 市の考え方の区分 |   |   |   |
|-----|---------------------------------------|----|----------|---|---|---|
|     |                                       |    | ア        | イ | ウ | エ |
|     | 市、事業者及び市民の責務に係る規定の改正に関すること            | 2  |          | 2 |   |   |
|     | 中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正に関すること | 2  |          | 1 | 1 |   |
| 合 計 |                                       | 4  |          | 3 | 1 |   |

( 4 ) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

| 通番                         | 意見の趣旨                               | 市の考え方   | 区分 |
|----------------------------|-------------------------------------|---|----|
| 市、事業者及び市民の責務に係る規定の改正に関すること |                                     |   |    |
| 1                          | 市民に対しても市・事業者の取り組みが分かりやすく伝わることを期待する。 | 脱炭素社会の実現に向けては、市が率先して、再生可能エネルギーの導入や省エネ設備・機器等の導入などを進めることが重要です。今後、市や事業者の取組を積極的に発信することが、市民の行動変容にもつながることから、情報提供は効果的な取組であると考えております。そのため、市民が各主体の取組などについて把握ができるよう、市HP等を活用して周知してまいります。 | イ  |

| 通番   | 意見の趣旨   | 市の考え方   | 区分 |
|--|---|---|----|
| 2  | <p>責務に係る規定について、下線部を追加いただきたい。</p> <p>ア 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現を目指すものとするものとします。<u>あわせて事業者および市民に具体的な取り組みとなるガイドラインを明示します。</u></p> <p>イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならないとする事業者及び市民の責務について、<u>市からのガイドラインに従い行動するとともに、自ら地球温暖化対策のための措置を講ずるよう努めなければならないことと</u>します。</p> | <p>脱炭素社会の実現に向けては、事業者及び市民の皆様にも積極的に地球温暖化対策に取り組んでいただくことが必要であると考えております。市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策のために措置を講ずることとしており、責務において改めてガイドラインについて明示は行いませんが、各主体の取組が加速するよう、具体的な取組例などについて市HP等を活用して周知してまいります。</p>    | イ  |
| <p>中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正に関すること</p> |   |   |    |
| 3  | <p>事業者の取り組みは知識がないため後回しになっています、地球温暖化対策計画の作成、目標達成のための有効な支援・指導および助言に期待する。</p>  | <p>脱炭素社会の実現に向けては、市内の事業者の大半を占める中小規模事業者の地球温暖化対策が重要であると考えており、環境省が策定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証取得を目指す事業者をサポートするセミナー等を令和4年度から新たに行うなど、取組を進めております。今後も、事業者が目標を達成するための支援や助言などの取組を加速化してまいります。</p> | イ  |
| 4  | <p>中小規模事業者は事業者とすべきではないか。中小規模と限定する理由は何があるのか。</p>   | <p>地球温暖化対策については全ての事業者に取り組んでいただくものですが、法令等による義務が課せられていない中小規模事業者の取組を促進するため、当該規定を定めるものです。</p>   | ウ  |